

達示第24号  
令和4年11月4日

札幌刑務所長 妙圓蘭 史

被収容者の外部交通に関する実施細則について  
標記について、別添のとおり定めるので、遺漏なきを期されたい。  
なお、令和4年6月15日付け達示第14号「被収容者の外部交通に関する  
実施細則について」は廃止する。

## 被収容者の外部交通に関する実施細則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この細則は、被収容者の外部交通を適正かつ効果的に実施することを目的とし、札幌刑務所における外部交通の実施については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)、被収容者の外部交通に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令)及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号法務省矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」によるほか、この細則の定めるところによる。

#### (用語の定義)

第2条 この細則において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 「法」・・・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)
- (2) 「規則」・・・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)
- (3) 「訓令」・・・被収容者の外部交通に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令)
- (4) 「通達」・・・平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号法務省矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」

#### (外部交通についての留意事項)

第3条 受刑者に対し、外部交通(面会、信書の発受及び電話による通信)を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

- 2 未決拘禁者の外部交通(面会及び信書の発受)は、その防御権及び弁護人又は弁護人になろうとする者(以下「弁護人等」という。)の秘密交通権に適切に配慮するとともに、不適切な外部交通によって逃走又は罪証隠滅が行われるなど勾留目的を阻害するようなことのないよう十分留意しなければなら

ない。

- 3 前2項に定める目的を達成するため、外部交通を担当する職員は、面会、信書の発受及び電話による通信を通して被収容者の心情把握に努め、関係職員と連携をとらなければならない。

## 第2章 面会

### 第1節 受刑者等の面会の相手方等

(面会の相手方)

第4条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この節において同じ。）に対し、次の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する受刑者について、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- (1) 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る受刑者の用務の処理のため面会することが必要な者
- (3) 受刑者の更生保護に関する者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

- 2 受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができるものとする。

(面会の相手方の届出)

第5条 受刑者に対し、面会の申出がなされた場合に面会の円滑な実施を図るため、あらかじめ、面会を希望する者について、次に掲げる事項を記載した外部交通（面会・信書）相手等申告表（別紙様式1）を提出させるものとする。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び職業

(2) 本人との関係

(3) 予想される面会の目的、その他面会することを必要とする事情

2 前項の届出が真正なものであることを確認するため必要があるときは、外部交通業務を所管する処遇部門の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官（以下「担当統括等」という。）は、受刑者から事情を聴取するほか、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

## 第2節 未決拘禁者等の面会の相手方等

第6条 未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。）に対し、他の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

2 保護室収容中の未決拘禁者に対し、弁護人等から面会の申出があった場合には、次の事項に留意すること。

(1) 精神的に著しく不安定であることなどにより、申出の事実を告げられても依然として法第79条1項各号のいずれかに該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、直ちに申出の事実を告知すること。

(2) 申出の事実の告知に対する反応等を確認した上で、法第79条1項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、該当しないときは、保護室収容を中止して弁護人等との面会を許すこと。

(3) 特段の事情があるとして申出の事実を告知しないとき又は告知後の反応等により保護室収容を継続するときは、その状況を録画するとともに、視察表に記録すること。

3 各種被収容者に対し、他の者から面会の申出があったときは、法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。

## 第3節 死刑確定者の面会の相手方等

第7条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この節において同じ。）に対し、次の者から面会の申出があったときは、法第14

8条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、これを許すものとする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者について、刑事訴訟法の定めるところにより面会が許されない場合は、この限りでない。

- (1) 死刑確定者の親族
  - (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る受刑者の用務の処理のため面会することが必要な者
  - (3) 面会により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者
- 2 死刑確定者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができるものとする。
- （面会の相手方の届出）

第8条 死刑確定者に対する面会の相手方の届出については、第5条の規定を準用する。

#### 第4節 面会の申出等

（面会の申出書の提出）

第9条 被収容者に対し面会の申出があった場合は、面会申出者に対し、次に掲げる事項を記載した面会申出書（別紙様式2）を提出させるものとする。

- (1) 面会申出者の氏名、生年月日、住所及び職業
  - (2) 面会を希望する被収容者の氏名及びその者との関係
  - (3) 面会の目的
- 2 前項の届出が真正なものであることを確認するため必要があるときは、担当統括等は、面会申出者から事情を聴取するほか、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。
- 3 面会申出書は、1回の面会につき1枚の提出とする。
- 4 同日中に、複数の被収容者との面会を申し出る者は、1人目の被収容者の面会が終了した後に、次の面会の受付を行うものとする。
- 5 面会実施の順番については、被収容者の事情等で前後する場合はあるが、面会申出者の事情等で前後させることは、原則として認めないものとする。

## (面会実施のための調査)

第10条 担当統括等は、受刑者及び死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。）の面会の実施に当たり、次に掲げる調査を行うものとする。

## (1) 法第111条第1項及び法第120条第1項に規定する者との面会

第5条及び第8条の規定に基づく届出のあった者以外の者から面会申出書の提出があったときは、必要に応じて当該面会申出者から事情を聴取するものとする。

## (2) 法第111条第2項及び法第120条第2項に定める面会の実施に当たっては、面会申出者の身元を確認するとともに、被収容者の身分に応じ、次に掲げる事項について調査するものとする。

ア 受刑者の改善更生について理解があるかどうか。

イ 受刑者の激励等の意図を有すると認められるかどうか。

ウ 未決時の外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な関係にあるかどうか。

エ 暴力団員又はその関係者でないことが明らかかどうか。

オ 死刑確定者の心情に与える影響等があるかどうか。

## 第5節 面会を許さない場合の告知等

## (面会の辞退の勧告等)

第11条 担当統括等は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会が許されないと認められる場合又は本人の心身の状況その他の理由により面会の実施が困難と認められる場合には、その旨を面会申出者に告げ、面会の辞退を促すものとする。

2 担当統括等は、前項の法の規定により面会ができない場合については、面会申出者に対して面会の辞退を強制することになるが、勧告を実施するに当たっては、面会申出者の理解を得られるよう配慮すること。

## (面会を許さない場合の告知)

第12条 担当統括等は、被収容者に対する面会の申出があった場合において、法の規定により面会を許さないときは、被収容者に対し、面会を許さなかつた日及び相手方の氏名について告知するものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には、氏名を省略して告知すること。

## 第6節 面会の立会い等

### (受刑者の面会の立会い等)

第13条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。）に対する面会の立会い等（面会の立会い又は面会状況の録音若しくは録画をいう。以下同じ。）は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合に行うものとし、漫然と立会い等を行わせることのないように留意しなければならない。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をしないものとする。

（1）自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

（2）自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士

2 面会状況の録音又は録画は、次に掲げる取扱いとする。

（1）立会いのみでは足りず、詳細に面会内容を記録する必要がある場合、又は立会い職員が確保できない場合、立会いを省略する場合でも録音する必要がある場合、その他必要がある場合に、録音・録画により面会状況を記録するものとする。

（2）録音又は録画をした場合における記録媒体の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

ア 録音又は録画をした内容については、必要に応じて確認すること。

イ 録音又は録画をした場合において、面会が特に問題なく終了したときは、内容の検査を省略して差し支えないこと。

ウ 録音又は録画したデータは、必要と認める場合を除き、上書き消去するものとする。必要と認める場合は、同データを別途記録媒体に保存し、当該保存されたデータについては、「面会に関する書類」として3年間保存すること。

エ 記録媒体の管理は、首席矯正処遇官（処遇担当）が施錠可能なロッカ一等に保管して管理し、破損、紛失、内容の消滅等のないようにすること。

(未決拘禁者等の弁護人等以外の者との面会の立会い等)

第14条 未決拘禁者（受刑者としての地位を有するものを含む。以下この条において同じ。）の弁護人等以外の者との面会については、立会い等を行うものとする。ただし、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、あらかじめ、適宜の方法により、検察官の意見を求めた上で立会い等を省略すること。

- 2 未決拘禁者が前条第1項各号に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会い等をしないものとする。
- 3 面会の状況の録音又は録画を行う場合については、前条第2項の規定を準用する。

(死刑確定者の面会の立会い等)

第15条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。以下この条において同じ。）の面会については、面会（未決拘禁者としての地位を有するものについては、弁護人等との面会を除く。）の立会い等を行うものとする。ただし、死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い等をさせないことを適當とする事情がある場合において、相当と認めるときはこの限りでないが、立会い等の措置を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められるかどうか、死刑確定者の心情を把握するため立会い等の措置を執ることが必要であるかどうか個別に検討すること。

- 2 再審請求のために選任された弁護人（以下「再審請求弁護人」という。）との面会においては、再審に係る弁護人選任届が示され、かつ、死刑確定者又は再審請求弁護人から再審請求に向けた打合せ等のために立会い等のない面会の申出がある場合には、立会い等を省略することにより刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められ、又は死刑確定者の心情の安定を把握する必要性が高いと認められるなど特段の事情がない限り、立会い等をすることは相当でないところ、死刑確定者が置かれた特殊な状況に鑑み、死刑確定者は、容易に、極めて大きな精神的苦悩や動搖に陥ることがあると考えられることから、特段の事情の有無の判断に当たっては、個別の事情を慎重に検討すること。
- 3 面会の状況の録音又は録画を行う場合については、第13条第2項の規定

を準用する。

(各種被収容者の面会の立会い等)

第16条 各種被収容者に対する面会の立会い等は、第13条の規定を準用する。

この場合において、第1項中「受刑者の矯正処遇の適切な実施その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(面会の立会いを省略した場合の戒護)

第17条 面会の立会いを省略した場合、面会の実施に当たる職員（以下「面会担当者」という。）は、面会の状況を観察しなければならない。

## 第7節 面会の一時停止等

(面会の一時停止等の要件)

第18条 面会担当者は、受刑者又は死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。）の面会について、次のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止（以下「一時停止等」という。）するものとする。

(1) 受刑者、死刑確定者又は面会の相手方が次のア又はイのいずれかに該当する行為をするとき

ア 面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様に関する制限に違反する行為

イ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

(2) 受刑者、死刑確定者又は面会の相手方が次のアからオまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないものの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの（死刑確定者を除く。）

オ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 面会担当者は、未決拘禁者（受刑者としての地位を有するものを除く。以下この条において同じ。）の面会について、次のいずれかに該当する場合には、

一時停止等の措置を執るものとする。ただし、未決拘禁者と弁護人等の面会については、前項第2号イに該当する場合に限り、一時停止等の措置を執ることができるものとする。

(1) 未決拘禁者又は面会の相手方が前項第1号ア又はイのいずれかに該当する行為をするとき

(2) 未決拘禁者又は面会の相手方が次のアからエまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき

ア 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのあるもの

3 第1項の規定は、未決拘禁者としての地位を有する受刑者の面会について準用する。この場合において、第1項中「次のいずれか」とあるのは「次のいずれか（弁護人等との面会の場合にあっては、第2号イに限る。）」と、同項第2号エ中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者の面会について準用する。この場合において、第1項中「次のいずれか」とあるのは「次のいずれか（弁護人等との面会の場合にあっては、第2号イに限る。）」と、同項第2号エ中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と読み替えるものとする。

5 第1項（第2号エ及びオを除く。）の規定は、各種被収容者の面会について準用する。

6 被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）が弁護人等と面会する場合については、第2項ただし書の規定を適用する。

（面会の一時停止等の態様）

第19条 面会担当者は、前条各項のいずれかに該当する場合において、被収容者又は面会の相手方に注意を促すことで足りるときは、被収容者又は面会の相手方の行為又は発言を制限して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合、又は被収容者若しくは面会の相手方が職員の制止・注意に従わ

ず、面会を一時停止する場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

- (1) 被収容者及び面会の相手方に対し、その場で静かに待機するよう命じること。
- (2) 被収容者と面会の相手方との間をカーテン等により遮へいすること。
- (3) 被収容者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じること。
- 2 面会担当者は、前項により面会を一時停止させた場合には、速やかに、その旨及び面会の状況等について、担当統括等に口頭で報告し、面会表にその旨を記録しなければならない。
- 3 面会担当者から報告を受けた担当統括等は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見を所長に報告するとともに、一時停止の措置を執ったことにより、面会の円滑な実施に支障が生ずることのないよう必要な措置を執らなければならない。
- 4 被収容者と弁護人等との面会の一時停止については、被収容者が面会室内で大声を出し続けて他の面会室で実施されている面会に支障を生じさせたり、器物を損壊するような行為に及んだ場合や、弁護人等が自己の携帯電話を使用して被収容者と外部の者との間で通話させるような行為に及んだ場合等が想定されるが、その権限はあくまでも刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で行使されなければならない。また、秘密交通権の重要性にも十分配慮する必要があり、殊更に面会の状況を監視しようとしたりすることは適切ではなく、謙抑的な運用に努めること。

## 第8節 面会に関する制限

### (面会の相手方の人数制限)

第20条 面会の相手方の人数は、原則として3人までとする。

- 2 被収容者の弁護人等との面会の人数は、3人以内とするが、弁護人等から4人以上の申出がある場合においても、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。

### (面会の場所)

第21条 面会の場所は、面会室（被収容者と面会の相手方との間を仕切る設備を有する室をいう。以下同じ。）その他指定した場所とする。

### (面会の申出の日及び面会の受付時間帯)

第22条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、原則として、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後4時までの時間帯（午前11時30分から午後1時までの時間帯を除く。）とする。ただし、面会の申出の受付を行う日が変更となる場合には、少なくともその月の初日の1月前までに被収容者に告知するとともに、刑事施設の公衆の見やすい場所に掲示する方法その他の方法により公告するものとする。

（面会の日及び面会の実施時間帯）

第23条 面会を実施する日及び時間帯は、原則として、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後4時30分までの時間帯（原則として午後零時から午後1時までの時間帯を除く。）とする。ただし、実施状況に遅延が生じた場合は、その状況に合わせて適宜対応するものとする。

- 2 弁護人等から前項の規定によらない時間帯の面会実施の申出がある場合には、刑事施設の管理運営上支障があるときを除き、これを許すものとする。ただし、夜間及び休日については、第11節で定める。

（面会の時間）

第24条 面会の時間は、30分を下回らない範囲で実施するものとする。

- 2 面会の申出の状況、その他の事情に鑑み、面会時間を制限する場合における面会時間は、5分を下回ってはならない。
- 3 前項の場合においても、面会の実施状況に鑑みて可能な場合には、制限した面会の時間を超えて面会を実施するなど、できる限り面会の時間を長く確保するよう努めるものとする。
- 4 受刑者の矯正処遇の適切な実施を確保するため又は被収容者の防御権を確保するためその他特に必要があると認める場合には、面会時間を30分以上に延長することができるものとする。

（面会の回数）

第25条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。）の面会の回数は、原則として1月に2回とするが、優遇措置により増加するものとする。

- 2 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを含む。）、未決拘禁者（受刑者としての地位を有するものを除く。）又は各種被収容者と、弁護人等以外の者との面会回数は、原則として1日に1回とする。

3 前2項の規定にかかわらず、受刑者の矯正処遇の適切な実施を確保するため又は被収容者の防御権を確保するためその他特に必要があると認める場合には、定められた回数を超えて面会を許すことができるものとする。

(面会の相手方の遵守事項等)

第26条 面会室の利用方法その他面会の相手方が遵守すべき事項等は別途定め、面会人待合室に掲示するものとする。

2 被収容者との面会を申し出る弁護人等に対し、次の事項を周知するため、弁護人待合室に掲示するものとする。

ア 刑事施設の規律及び秩序を害する行為をする場合には、面会を一時、停止させたり、終了することがあること。

イ 録音機、映像再生機又はパソコンを使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

ウ カメラ、ビデオカメラ、携帯電話を使用しないこと。ただし、特段使用しなければならない理由がある場合には、事前に申し出を行うこと。

## 第9節 面会の記録

(面会の記録)

第27条 面会担当者は、面会を行った場合には、面会表に、面会の日時、面会の相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 立会い等をしなかった場合

第13条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項（これらの規定を準用する場合を含む。）に規定する特別の事情があるときは、被収容者又は面会の相手方から聴取した談話の要旨を記載する。

(2) 立ち会った場合

談話の要旨を記録する。

(3) 録音又は録画をした場合（立ち会った場合を除く。）

特に必要があるときは、被収容者若しくは面会の相手方から聴取した談話の要旨又は録音若しくは録画により確認した談話の要旨を記録する。

(4) 被収容者の弁護人等との面会の場合

その旨を記録する。

(5) 面会申出者に対し、法の規定により面会を許す場合には当たらないこと

を説明した結果、面会申出者が自発的に面会の申出を取り下げた場合  
面会申出者の氏名、説明内容その他特記事項を記録する。

## 第10節 被害者との面会 (被害者等との面会)

第28条 被害者及びその遺族等（以下「被害者等」という。）と加害者たる受刑者との面会については、次のとおりとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること（示談、和解交渉のほか、任意の支払い意思の確認を求めるなどを含む。）を目的とする場合には、法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会を許すことが必要な者に該当するものとして、面会を許すものとする。
- (2) 被害者等が前号の目的はないが、受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等、被害者等に面会を希望する真摯な事情がある場合には、法第111条第2項に該当するものとして、面会を許すことができるものとする。
- (3) 前2号のいずれの場合についても、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが、これらの者による仲介がない場合であっても、第1号の場合については面会を許すものとし、第2号の場合については、受刑者の心身の状態や矯正処遇の実施状況、事件に対する反省の度合、被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、面会を許すことができるものとする。
- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは、通常の面会と同様、面会をさせないものとする。

## 第11節 夜間等の未決拘禁者と弁護人等の面会 (未決拘禁者と弁護人等との面会等)

第29条 夜間（平日における、執務時間終了時以後午後8時までの時間。以下同じ。）及び休日の未決拘禁者と弁護人等（弁護士でない者にあっては、弁護人に選任することにつき裁判所の許可がされた後に限られる。）との面会等については、平成19年5月25日付け法務省矯成第3246号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護人等との面会等の取扱いについて」に基

づき、第30条ないし第33条のとおり実施するものとする。

(被疑者の夜間休日面会)

第30条 被疑者の弁護人等との面会は、夜間においても実施するものとする。

2 休日における被疑者の弁護人等との面会は、次の各号のとおりとすること。

(1) 収容後の弁護人等との初めての面会

土曜日及び日曜日並びにこれと連続する休日における、平日の執務時間  
と同一の時間

(2) 収容後の弁護人等との第2回目以降の面会

土曜日の午前中（当日午前11時まで予約された場合も受け付ける）

(3) 余罪捜査中の被告人又は受刑者で、被疑者として逮捕又は勾留されてい  
る場合

前号に同じ

(被告人の夜間休日面会)

第31条 夜間における被告人（未決拘禁者としての地位を有する被収容者で、  
公訴を提起されている者をいう。以下同じ。）の弁護人等との面会は、次の各  
号に掲げる場合において、原則として第33条の事前予約がなされている場  
合に限り、夜間にも実施するものとする。

(1) 当該面会希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日  
及び期日間整理手続期日を含む。以下同じ。）が指定されている場合

(2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から  
起算して5日以内に迫っている場合

2 休日における被告人の弁護人等との面会は、次の各号に掲げる場合におい  
て、原則として第33条の事前予約がなされている場合に限り、土曜日の午  
前中にも実施するものとする。

(1) 当該面会希望日から起算して2週間以内に公判期日が指定されている場  
合

(2) 上訴期限又は控訴趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から  
起算して2週間以内に迫っている場合

(例外的取扱い)

第32条 第30条及び第31条にかかわらず、次の事情が存する場合であって、  
平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときには、夜間又は休日（平  
日の執務時間と同一の時間）にも弁護人等との面会を実施するものとする。

- (1) 弁護人等が遠隔地から来訪する場合
- (2) 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合
- (3) 未決拘禁者から、弁護人等に対し、別件の被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が休日又はその直前に届いた場合
- (4) その他上記に準ずる緊急性及び必要性が認められる場合  
(事前予約)

第33条 事前予約の受付日等については、次の各号に留意すること。

- (1) 夜間休日面会を希望する弁護人等は、原則として、当該面会希望日の直近の平日（当該面会希望日を含まない。）の執務時間までに、施設に対して事前予約をするものとされていること。
- (2) 前号にかかわらず、休日面会の事前予約が直近の平日の執務時間までにされなかった場合においても、次の場合については、面会希望日当日であっても事前予約を受け付けること。
  - ア 被疑者の休日（イに掲げる場合を除く。）面会であって、平日の執務時間と同一の時間内に実施されるもの  
　　当日午後3時30分まで
  - イ 被告人又は被疑者の休日面会であって、土曜日の午前中に実施されるもの  
　　当日午前11時まで
- (3) 第1号にかかわらず、夜間面会の事前予約が直近の平日の執務時間までにされなかった場合においても、次の場合については、それぞれ当該各号に定める時点まで事前予約を受け付けること。
  - ア 当該面会希望日当日に面会の必要が生じた場合（イに掲げる場合を除く。）  
　　当日午後3時30分まで
  - イ 当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合  
　　当該面会希望日の執務時間まで
- (4) 未決拘禁者の弁護人等との電話による通信については、当該電話通信希望日の前日（前日が平日でない場合は、直近の平日）の午後4時までに事前予約を行うこと。

### 第3章 信書の発受

#### 第1節 受刑者の信書の発受

##### (信書の発受)

第34条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この節において同じ。）が信書を発受することは、法第2編第2章第1節第3款第1目（受刑者）、法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定により禁止される場合を除き、他の者との間で信書を発受することを許すものとする。ただし、未決拘禁者としての地位を有する受刑者について、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

##### (信書の検査)

第35条 信書の検査は、受刑者の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認める場合に検査を行うものとし、漫然と検査を行うことのないよう留意しなければならない。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- (2) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関する調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- (3) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関する弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。）との間で発受する信書

3 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、検査の結果、当該信書の差出人又は内容が、次条第1項又は第37条第1項に該当すると判断した場合には、速やかに、その旨及び該当すると判断した部分について、信書検査処理票（別紙様式3及び別紙様式4）を作成の上、当該信書を添えて報告しなければならない。

(信書の発受の禁止)

第36条 法第128条の規定により、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者（受刑者の親族を除く。）については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができるものとする。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により、受刑者との信書の発受が一般的に禁止される相手方としては、例えば、受刑者、暴力団等の反社会的集団に属する者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者などが考えられるが、その判断は、一律に行うことなく、受刑者との関係等も考慮しつつ、個別具体的に行うものとする。
- 3 信書の発受に関する業務を円滑に行うため、第1項の規定により信書の発受を禁止した者の氏名、住所その他参考事項を取りまとめ、書信表に貼付するものとする。

(信書の差止め等)

第37条 書信担当職員は、検査の結果、受刑者の発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれに該当する場合には、当該信書を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消（以下「差止め等」という。）することができるものとする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることになり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- (6) 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定に基づく差止め等については、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を決定する。

(1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合

該当箇所の削除又は抹消すること。

なお、削除又は抹消の方法によることとした場合は、原則として抹消の方法によるものとする。ただし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合その他抹消の方法によることが相当でない場合には、削除の方法によるものとすること。

(2) 信書の全部が前項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が書信全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難い場合当該信書の差止めをすること。

3 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関との間で発受する信書であってその機関の権限に属する事項を含むもの及び第35条第2項第3号に該当する信書については、その部分の全部又は一部が第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合に限り、その発受の差止め等を行うことができるものとする。

4 担当統括等は、第2項又は第3項の決定を受け、法第132条第1項又は第2項の規定により差し止めた信書等を保管する手続を執るほか、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。

(1) 差止めを決定した場合

担当統括等は受刑者に対し、適用条項及び当該条項の規定内容について告知するほか、それぞれ次のア及びイに定める事項を口頭により告知する。ただし、受信書を差し止めた場合において、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認めるときは、相手方の氏名を告知しないことができるものとする。

ア 発信書 差止めを決定した日

イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、差止めを決定した日及び相手方の氏名

(2) 削除を決定した場合

担当統括等は受刑者に対し、適用条項及び当該条項の規定内容について告知するほか、次のア又はイの措置を執ること。

ア 該当箇所を削除した上で、当該信書（削除した部分を除く。）を受刑者に交付し、又は発送すること。

イ 受刑者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。

(3) 抹消を決定した場合

担当統括等は受刑者に対し、適用条項及び当該条項の規定内容について告知するほか、次のア又はイの措置を執ること。

ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、当該信書を受刑者に交付し、又は発送すること。

イ 受刑者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。

5 第36条第1項の規定により、信書の発受を禁止場合における手続きは、前項第1号の差止めの場合を準用する。

6 担当統括等は、第4項及び第5項の規定により告知した際、法第132条第5項前段（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により釈放の際に引き渡さない場合に該当しない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないと認めるときには、必要に応じて、強制にわたらない範囲で当該信書の廃棄を指導すること。

7 発信書の内容が第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、当該信書の差止め、その該当箇所の削除又は抹消の手続きを行う前に、当該受刑者に対し書き直し等を指導することは差し支えないが、強制にわたることのないよう留意すること。

なお、書き直し等の指導を行う手続は、別に定める。

（受刑者の親族等への移送の連絡に係る発信について）

第38条 受刑者の移送を受けた場合には、当該受刑者に対し、施設へ移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等宛ての信書の発信を申請するよう指導すること。

2 前項の信書の発信の申請については、あらかじめ指定した期間中の1通に限り、申請通数の制限の対象としないこと。

3 当該信書の発信に要する費用を受刑者が負担できないときは、法第42条第2項又は第131条の規定により、封筒、便箋、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品を貸与し、又は支給すること。

## 第2節 未決拘禁者の信書の発受

### (信書の発受)

第39条 未決拘禁者(受刑者又は死刑確定者としての地位を有するものを除く。

以下この節において同じ。)が信書を発受することは、法第2編第2章第1節第3款第2目(未決拘禁者)、法第148条第3項(翻訳費用を負担しないとき)又は法第2編第2章第12節(賞罰)の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。ただし、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

### (信書の検査)

第40条 未決拘禁者が発受する信書については、第3項に規定する場合を除き、検査を行うものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 未決拘禁者が弁護人等から受ける信書
- (2) 未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- (3) 未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書

3 未決拘禁者が発受する信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果並びに罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないと認める場合には、あらかじめ検察官の意見を求めた上で、第1項の検査を省略することができるものとする。

### (信書の差止め等)

第41条 未決拘禁者の発受する信書の差止め等に関しては、第37条(第5項を除く。)の規定を準用する。この場合において、第37条第1項第6号中「受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障」とあるのは「罪証の隠滅の結果」と、同条第3項中「第1号から第3号まで」とあるのは「第1号から第3号まで又は第6号」と読み替えるものとする。

- 2 未決拘禁者としての地位を有する受刑者の発受する信書の差止め等に関しては、第37条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第6号中「生ずる」とあるのは「生じ、又は罪証の隠滅の結果を生ずる」と、同条第3項中「第1号から第3号までのいずれかに該当する場合」とあるのは「第1号から第3号までのいずれかに該当する場合又は信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるものである場合」と読み替えるものとする。
- 3 未決拘禁者（受刑者若しくは死刑確定者としての地位を有するもの又は被告人若しくは被疑者である被収容者であつて未決拘禁者としての地位を有しないものを含む。）の発受する信書の差止め等に当たっては、防御権にも配慮した慎重な対応が必要であることに加え、発信する相手方が被害者等を含む刑事事件の関係者である場合には、脅迫等のほか、証人等威迫罪（刑法第105条の2）にも該当する可能性があるところ、未決拘禁者の発受する信書がこれらの刑罰法令に触れることとなるかどうか、あるいは罪証隠滅の結果を生ずるおそれの有無について、刑事施設において的確な判断が困難な場合は、必要に応じ、検察官に対し適切に情報提供し、執るべき措置等も含めて相談すること。

なお、上記執るべき措置については、法に基づく差止め等のほか、刑事訴訟法第81条による授受の禁止等の措置も考えられることに留意すること。

### 第3節 死刑確定者の信書の発受 (信書の発受)

第42条 死刑確定者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この節において同じ。）が信書を発受することは、法第2編第2章第11節第3款第4目（死刑確定者）、法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第2編第2章第12節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。ただし、未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者については、刑事訴訟法の定めるところにより信書の発受が許されない場合は、この限りでない。

### (信書の検査)

第43条 死刑確定者が発受する信書については、検査を行うものとする。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当すること

を確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第 3 号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 死刑確定者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
  - (2) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
  - (3) 死刑確定者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書
- (信書の差止め等)

第 44 条 死刑確定者の発受する信書の差止め等に関しては、第 37 条（第 1 項第 6 号及び第 5 項を除く。）の規定を準用する。

#### 第 4 節 各種被収容者の信書

(信書の発受)

第 45 条 各種被収容者が発受する信書については、法第 2 編第 2 章第 11 節第 3 款第 6 目（各種被収容者）、法第 148 条第 3 項（翻訳費用を負担しないとき）又は法第 2 編第 2 章第 12 節（賞罰）の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

(信書の検査等)

第 46 条 信書の検査は、各種被収容者の心身の状態及び行状、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認める場合に検査を行うものとする。ただし、第 35 条第 2 項各号に掲げる信書については、同項の規定を準用する。

2 各種被収容者の発受する信書の差止め等については、第 37 条（第 1 項第 6 号及び第 5 項を除く。）の規定を準用する。

#### 第 5 節 信書に関する制限

(発信申請通数)

第 47 条 受刑者が発信（未決拘禁者としての地位を有する受刑者については、弁護人等に対して発するものを除く。）を申請する信書の通数（以下「発信申請通数」という。）は 1 月に 4 通以上とするが、優遇措置により同通数は増加

するものとする。

なお、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他相当と認める場合には、定められた通数を超えて発信申請を許すことができる。

- 2 未決拘禁者、死刑確定者及び各種被収容者の発信申請通数は、1日につき2通とする。ただし、緊急の必要があると認める場合には、定められた通数を超えて発信申請を許すことができるものとする。
- 3 被収容者の発信申請通数についての制限は、次に掲げる信書以外の信書について行うことができるものとする。
  - (1) 刑事施設視察委員会に対して提出する書面
  - (2) 審査の申請、再審査の申請、法第163条第1項又は第165条第1項の規定による申告及び苦情の申出の書面
  - (3) 被告人又は被疑者である被収容者であつて未決拘禁者としての地位を有しないものについて、弁護人等に対して発する信書
  - (4) 被収容者がその国籍を有する領事館又は領事機関に対して発する信書  
(信書の作成時間)

第48条 信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、余暇時間内とする。

(封筒・便箋等の規格)

第49条 被収容者が使用する封筒・便箋は、以下のとおりとする。

- (1) 封筒は一重のものとすること。
- (2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とすること。
- (3) 筆記用具は、所持使用を許可されている筆記用具を使用すること。
- 2 前項第2号に掲げる便箋は、原則として7枚までとすること（弁護人等に対して発信するものを除く。）。
- 3 第1項第2号に掲げる便箋1枚に記載する字数は、おおむね400字とすること。

(発信書の代筆)

第50条 被収容者が信書を作成する場合において、他の被収容者に代筆させることは許さないものとする。

- 2 自書することができない被収容者が代筆により信書の作成を希望するときは、職員に代筆させるものとする。

(被収容者が発する信書を受け付ける日及び時間帯等の制限)

第51条 被収容者が発する信書を受け付ける日及び時間帯等については、次のとおりとする。

(1) 被収容者が発する信書を受け付ける日

平日とし、受刑者については平日の指定した日とする（週に1回以上）。

(2) 被収容者が発する信書を受け付ける時間帯

平日の指定した時間とする。

(3) 被収容者が発する信書を1日に受け付ける通数

原則2通までとする。ただし、緊急を要するなど特別な事情がある場合はこの限りではない。

(被収容者の信書の発受の方法)

第52条 被収容者が発する信書について、次のいずれかに該当する場合は、発信を許さないものとする。

(1) 郵便法（昭和23年法律第165号）第44条に規定する特殊取扱いにより信書を発することを希望するとき。

(2) 第一種郵便物又は第二種郵便物以外の方法で信書を発することを希望するとき。

2 複数の被収容者に宛てた信書については、そのうちの一人に対して交付するものとする。

3 被収容者に宛てた信書であって、被収容者が受けることを許すもののうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、法第47条第1項の規定によりその者に引き渡すこととならない場合には、法第2編第2章第11節第3款（信書の発受）又は法第148条第3項（翻訳費用を負担しないとき）の規定によりその者がこれを受けることを禁止し、又は差し止める場合を除き、その者に、その物品の提示その他の方法によりその内容（第37条、第41条、第44条及び第46条の規定により削除し、又は抹消すべき箇所を除く。）を了知させるものとする。

(信書の検印)

第53条 信書の検査を行った場合には、書信担当職員は、その信書に検印を押すものとする。

(信書の発受の記録)

第54条 被収容者が発受する信書については、書信担当職員は、書信表に、発

受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するとともに、信書の検査については次の各号に掲げる場合に応じ、その信書の要旨を記録するものとする。

(1) 検査を行わなかった場合

その旨を記録する。

(2) 第35条第2項の規定による確認のための検査にとどめた場合

その旨を記録する。

(3) 検査の結果、特に問題がなかった場合

要旨の記録を省略し、又は「近況報告」、「安否伺い」等簡潔な記録にとどめるものとする。

(4) 前3号に掲げる以外の場合

要旨を記録する。

2 未決拘禁者の弁護人等宛て信書については、特別の事情がない限り、要旨の記録は省略し、又は「裁判の件」等簡潔な記載にとどめるものとする。

(被害者との信書の発受)

第55条 被害者等と加害者たる受刑者の発受については、次のとおりとする。

(1) 一般に被害者等は、加害者たる受刑者との関係において、信書の発受が禁止される者には該当しないこと。ただし、被害者等から施設に対し、当該受刑者からの信書を受領することを拒否する旨の明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者がこれに従わず当該被害者等への信書の発信を申請した場合には、当該発信を許可することは、自らが犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるという改善指導の目的に反するものであるから、当該被害者等を矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として、法第128条の規定により当該被害者等との信書の発受を禁止すること。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、法第128条ただし書きの受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、検査を行うものとすること。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消するこ

となく交付するものとする。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該受信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるときに該当するものとして、差し止めることができる場合があるので留意すること。

なお、当該受信書を差し止めた後、矯正処遇の実施等により受刑者の心情が安定し、当該受信書を受刑者に交付することが可能となった場合には速やかに交付すること。

(5) 被害者等宛て発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明である等、法第129条第1項各号に該当しない場合であっても、下記の(6)の場合を除き、直接送付せず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導するものとすること。ただし、受刑者が同指導に従わず、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許可するものとすること。

(6) 公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等から被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこととして差し支えないこと。

#### (発信に要する費用)

第56条 信書の発信に要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、発信の目的に照らし必要と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とするものとする。

#### (発受を禁止した信書等の取扱い)

第57条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

- 2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。
- 3 前2項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際、その者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、これを引き渡さないものとする。

4 前項ただし書の規定により発受を禁止した信書等を引き渡さない場合には、被収容者にこれを告知する。

なお、引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から 3 年間、領置倉庫その他適宜の場所において保管するものとする。

(被収容者作成の文書図画)

第 58 条 被収容者が、その作成した文書図画（信書を除く。）を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、当該被収容者の身分に応じて検査その他の措置を執ることができるものとする。

2 前項の検査の結果、問題がある場合における当該文書図画の取扱いは、信書の差止め等の手続きと同様の措置を講じるものとする。

#### 第 4 章 電話による通信

(電話の使用の対象者)

第 59 条 電話による通信について、規則第 83 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事由に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、受刑者から通信を行う方法により行うことを許すことができるものとする。

(1) 電話による通信の相手方が法第 111 条第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、処遇上適当と認める場合

なお、「処遇上適当と認める場合」とは、例えば、面会を許す相手方が遠方に居住し、又は病気等のため面会することができないやむを得ない事情がある場合、あるいは、家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など、電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できる場合等とする。

(2) 法第 96 条第 1 項の規定による外部通勤作業又は法第 106 条第 1 項の規定による外出若しくは外泊の実施に係る打合せを行う必要がある場合

(3) 法第 85 条第 1 項第 2 号に掲げる期間において、釈放の準備に係る打合せを行う必要がある場合

(4) その他前 3 号に準じる程度に必要かつ相当と認める場合

2 電話による通信について、規則第 83 条第 4 号又は第 5 号に掲げる事由に該当する場合は、受刑者又は電話による通信の相手方から通信を行う方法により行うことを許すことができるものとする。

3 規則第 83 条第 4 号の「人道上の観点から特に必要と認められる場合」とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行って

いる親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不適当であると認められる例外的な場合であること。

なお、その必要性については、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。

(電話による通信の方法)

第 60 条 電話による通信は、プリペイドカード方式による傍受・録音可能な発信専用（電話番号非通知設定）の固定電話機を指定する場所に設置して行わせるものとする。

2 前条第2項の規定により、電話による通信の相手方から通信を行わせる場合は、あらかじめ指定する方法により通信を行わせ、別に指定した電話機で通話を行わせるものとする。

(電話の使用日時等)

第 61 条 受刑者から電話による通信を行う際には、おおむね1月に100度数のプリペイドカード1枚を使用させ、原則として、平日（矯正指導日を含む。）の執務時間内に、電話機の設置場所において、その度数の範囲内で電話を使用させるものとし、通話時間は、他の受刑者の電話による通信に支障がない範囲とする。ただし、電話による通信の相手方が、上記日時内での通信が不可能であり、やむを得ない場合においては、上記日時外において実施させることができるものとする。

(電話の使用手続)

第 62 条 受刑者に電話による通信を行わせる場合には、あらかじめ願箋に電話を使用する日時、相手方、通話内容等の必要事項等を記載させ、出願させるものとする。

(相手方の確認等)

第 63 条 受刑者に電話による通信をさせる際には、職員が立ち会って通信を行わせ、又は職員が通信を行った上、相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 電話による通信の相手方から電話をかける際には、あらかじめ指定する電話番号に当該相手方から通信を行わせ、はじめに職員が電話を受けた上、当該相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

3 相手方が不在である等のため通話することができなかつたときは、受刑者に対し、改めて当該相手方と通信を行うことを許すものとする。

なお、必要に応じて、信書の発信等により通信を行わせる日時等を調整させるものとする。

(通信の確認等)

第 64 条 刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により通信の内容を確認するために執る措置は、傍受又は録音若しくは録画とする。

(通信の一時停止及び終了)

第 65 条 電話による通信の確認を指示された職員は、第 18 条第 1 項各号に該当する場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意することで足りるときは、受刑者又は通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 電話による通信の確認を指示された職員は、第 18 条第 1 項各号に該当する場合において、電話による通信を一時停止する場合には、いったん通信を終了した上で、速やかに、その旨及び通話の状況等を報告し、電話による通信の再開の可否について指示を受けること。

3 前項により電話による通信を再開する場合には、状況に応じて、後日電話をかけ直すこととしても差し支えないこと。

(電話による通信の記録)

第 66 条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に応じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 傍受等をしなかつた場合

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨）を記載する。

(2) 傍受した場合（傍受とともに録音した場合を含む。）

その旨及び通話の要旨を記載する。

(3) 録音若しくは録画した場合（傍受した場合を除く。）

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨又は録音若しくは録画により確認した通話の要旨）を記載する。

2 前項第 1 項及び第 3 号括弧書きの「特に必要があるとき」とは、電話によ

る通信終了後に受刑者の心情に著しい変化が認められる場合などが考えられること。

- 3 電話による通信の記録は、他人へのなりすまし等の不正行為の証拠となるものであるか、通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いる等、特に必要がある場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録すること。

## 第5章 雜則

### (通信に係る費用)

第67条 通信に係る費用は、原則として、受刑者に負担させるものとするが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、料金の全部又は一部を国庫の負担とすること。

なお、外国語による通信を許す場合に、翻訳に費用を要したときの費用負担についても、同様の取扱いとすること。

### (外国語による面会等)

第68条 被収容者又は面会等の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、必要があるときは、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳を行うこと。

- 2 被収容者又はその信書の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、必要があるときは、信書の内容を確認するため翻訳を行うこと。
- 3 前2項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、被収容者にその費用を負担させることができるものとすること。
  - (1) 被収容者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者と面会し、又はその者との間で信書を発受する場合
  - (2) 被収容者が次に掲げる者と面会する場合
    - ア 被収容者の親族
    - イ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会等をするこ

とが必要な者

- ウ 受刑者について、その更生保護に關係のある者、その釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会等又は信書の発受によりその改善更生に資すると認められる者
- エ 死刑確定者について、面会によりその者的心情の安定に資すると認められる者

(3) 被収容者が次に掲げる信書の発受をする場合

- ア 被収容者の親族との間で発受する信書
- イ 婚姻關係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の被収容者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
- ウ 受刑者について、その更生保護に關係のある者又はその釈放後にこれを雇用しようとする者との間で発受する信書その他信書の発受によりその改善更生に資すると認められる信書
- エ 死刑確定者について、信書の発受によりその心情の安定に資すると認められる信書

4 被収容者が前項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さないものとする。

(手話による面会等について)

第 69 条 被収容者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、外国語の使用を許した場合における通訳又は翻訳の費用の負担と異なり、その費用は国庫の負担となること。

(外部交通の確保が目的であると認められる養子縁組への対応について)

第 70 条 法は、人道上の観点から、親族については外部交通を許すことが適當であるとして、その権利を保障しているところ、当該養子縁組が民法第 802 条第 1 号の規定により無効を主張できる場合はもとより、無効とは認定できないまでも、専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、養親子としての情を深めたりするという目的意識はなく、あるいは極めて希薄である場合など、法令における外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合は、当該養子縁組による親子関係は、法における親族との外部交通に係る規定を適用する基礎を欠くものであり、当該外部交通を認めない運用もあり得ること。特に、暴力団関係受刑者の場合、安易に外部交通を

認めないよう留意すること。

2 養子縁組が外部交通の確保を目的としたものであるか否かの判断に当たつては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、被収容者の外部交通の内容、被収容者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、記録を残すこと。

(労役場留置者及び監置場留置者への準用)

第 71 条 この規定中の被収容者に関する規定（第 4 章（電話による通信）を除く。）は、労役場留置者及び監置場留置者について準用する。

(外部交通に関する決裁)

第 72 条 面会表及び書信表の決裁は、特に指示があるときを除き、首席矯正処遇官（処遇担当）又は外部交通を所管する統括矯正処遇官が専決する。

2 信書検査処理票（別紙様式 3 及び別紙様式 4）は、特に指示があるときを除き、処遇部長決裁とする。

(支所への準用)

第 73 条 各支所においては、それぞれの実情に応じ、この規定に準じて実施すること。

## 別紙様式1

## 外部交通（面会・信書）相手等申告表

- ※ この申告表には、あなたが外部交通（面会・書信）を希望する相手を記入します。
- ※ 外部交通（面会・信書）を希望する相手については、必ず、氏名、住所、続柄・関係及び目的・事情を太枠内に明記し、連名及び公的機関名、会社名等の団体名での記載できません。
- ※ 続柄・関係欄については、詳細を記入してください。例えば「義兄→姉の夫、伯母→父の姉、社長→就職予定の建設会社の社長」のように記入してください。
- ※ うそは絶対に書かないこと。うそを記入した場合は、虚偽申告として不利益処分を受ける場合があります。

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

ふりがな 氏名		生年月日		職業		関係 続柄	
住所				目的 事情			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

書出申會面

年月日 時分 受付時間

受付 NO

名氏者容収被

七

面会の目的			
ふりがな	生年月日	被収容者との関係	
面会申出者氏名	大正・昭和・平成・令和・西暦	職業	
住所	年　月　日	年　月　日	年　月　日
面会の目的			
ふりがな	生年月日	被収容者との関係	
面会申出者氏名	大正・昭和・平成・令和・西暦	職業	
住所	年　月　日	年　月　日	年　月　日
面会の目的			
ふりがな	生年月日	被収容者との関係	
面会申出者氏名	大正・昭和・平成・令和・西暦	職業	
住所	年　月　日	年　月　日	年　月　日

備考

書出申會面

年月日 時分 受付時間

受付 NO

名氏者容収被

七

面会の目的 ふりがな	生年月日 西暦・昭和・令和・西暦 年 月 日	被収容者との関係 職業
面会申出者氏名 ふりがな	生年月日 西暦・昭和・令和・西暦 年 月 日	被収容者との関係 職業
住所		
面会申出者氏名 ふりがな	生年月日 西暦・昭和・令和・西暦 年 月 日	被収容者との関係 職業
面会申出者氏名 ふりがな	生年月日 西暦・昭和・令和・西暦 年 月 日	被収容者との関係 職業
住所		

※ 太い線の枠内に、小学生以上の方を記入してください。

信　書　検　査　処　理　票		検査の日	年　月　日
		決定の日	年　月　日
		措置の日	年　月　日
		告知の日	年　月　日
相　手　方　の　氏　名　等		受　刑　者　氏　名　等	
相手方氏名 ( ) 発受の別 発受の日 年　月　日		称呼番号 第　番 氏　名 (第　工場)	
決　裁　欄	意　見　・　決　定	検　査　対　象　箇　所　・　理　由　等	
所　長	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
部　長	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
首　席	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
統　括	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
担　当　者	許可・抹消・削除・差止め・禁止		

告知欄	<p>年　月　日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」〔□から当所に到達した・□宛てに発信申請した〕信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律□第128条（第138条において準用する場合、読み替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 犯罪性のある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認められるため、年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を禁止する措置を執ることを決定した。</li> </ul> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>□第129条第1項（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合、読み替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</li> <li><input type="checkbox"/> 第2号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる〔□こととなる・□結果を生ずるおそれがある〕</li> <li><input type="checkbox"/> 第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/> 第4号 〔□威迫にわたる記述・□明らかな虚偽の記述〕があるため、〔□受信者を著しく不安にさせ・□受信者に損害を被らせ〕るおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/> 第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</li> <li><input type="checkbox"/> 第6号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められるため、</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を〔□抹消・□削除〕する措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>□第139条第1項各号及び第2項のいずれにも該当しないと認められるため、</p> <p><input type="checkbox"/> 年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を許さない</p> <p><input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を〔□抹消・□削除〕する措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>上記のとおり告知した。</p> <p>告知者</p>	
	(備考)	受信書の種類（　　） 本件信書の廃棄意思の確認について <input type="checkbox"/> 廃棄する <input type="checkbox"/> 廃棄しない

注1：告知欄の年月日については、差止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。

信　書　検　査　処　理　票		検査の日	年　月　日
		決定の日	年　月　日
		措置の日	年　月　日
		告知の日	年　月　日
相　手　方　の　氏　名　等			
相手方氏名 発受の別 発受の日	( ) 受信 年　月　日	電話番号 住所	
受　刑　者　の　氏　名　等			
決　裁　欄	意　見　・　決　定	検　查　対　象　箇　所　・　理　由　等	
所　長	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
部　長	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
首　席	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
統　括	許可・抹消・削除・差止め・禁止	<input type="checkbox"/> 下記同意見	
		<input type="checkbox"/> その他	
担　当　者	許可・抹消・削除・差止め・禁止	相手方の　　は、本人の外部交通相手等申告表に <input type="checkbox"/> 届出がある <input type="checkbox"/> 届出がない 相手方は、過去に刑事施設から出所した者である。 年　月　日 <input type="checkbox"/> 満期釈放 <input type="checkbox"/> 仮釈放 内容は、 <input type="checkbox"/> 出所祝い <input type="checkbox"/> 電話連絡 <input type="checkbox"/> 出所祝い及び電話連絡 暴力団組織名の記載 <input type="checkbox"/> 山口組 <input type="checkbox"/> 稲川会 <input type="checkbox"/> 住吉会 <input type="checkbox"/> 松葉会 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> なし 以上のことから、法第128条の規定に基づき、 <input type="checkbox"/> 犯罪性のある者 <input type="checkbox"/> 規律及び秩序を害するおそれのある者 <input type="checkbox"/> 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのある者 として認められ、本件受信書については、法第128条ただし書きの重大な利害に係る用務の処理のための事情もなく、「禁止」の措置を講じることが相当と思料され、釈放時交付としたい。	

告知欄	<p>年　月　日に、「相手方氏名（告知しない場合は略）」〔□から当所に到達した・□宛てに発信申請した〕信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律□第128条（第138条において準用する場合、読み替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 犯罪性のある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者</li> <li><input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と認められるため、年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を禁止する措置を執ることを決定した。</li> </ul> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>□第129条第1項（第136条、第138条、第141条、第142条及び第144条において準用する場合、読み替え後の規定とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである</li> <li><input type="checkbox"/> 第2号 発受によって、刑罰法令（罪名）に触れる〔□こととなる・□結果を生ずるおそれがある〕</li> <li><input type="checkbox"/> 第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/> 第4号 〔□威迫にわたる記述・□明らかな虚偽の記述〕があるため、〔□受信者を著しく不安にさせ・□受信者に損害を被らせ〕るおそれがある</li> <li><input type="checkbox"/> 第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある</li> <li><input type="checkbox"/> 第6号 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあると認められるため、</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を差し止める</p> <p><input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を〔□抹消・□削除〕する措置を執ることを決定した。</p> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p> <p>□第139条第1項各号及び第2項のいずれにも該当しないと認められるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 年　月　日に、同信書の〔□発信・□受信〕を許さない</li> <li><input type="checkbox"/> 同信書の当該記述部分を〔□抹消・□削除〕する措置を執ることを決定した。</li> </ul> <p>相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし</p>		
	上記のとおり告知した。		
	告知日 年　月　日		
	告知者		
	(備考)	<p>受信書の種類（　　） ( 第　号)</p> <p>本件信書の廃棄意思の確認について <input type="checkbox"/>廃棄する <input type="checkbox"/>廃棄しない</p>	

注1：告知欄の年月日については、差止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「（罪名）」については、（強要罪）、（ストーカー行為等の規制等に関する法律違反）等と記載すること。